

ジュネーヴ諸条約 第 1 追加議定書 (政府公定訳 : 抄)

前文

締約国は、

人々の間に平和が広まることを切望することを宣明し、

国際連合憲章に基づき、各国が、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使であって、いかなる国の主権、領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎む義務を負っていることを想起し、

それにもかかわらず、武力紛争の犠牲者を保護する諸規定を再確認し及び発展させること並びにそれらの規定の適用を強化するための措置を補完することが必要であると確信し、

この議定書又は千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のいかなる規定も、侵略行為その他の国際連合憲章と両立しない武力の行使を正当化し又は認めるものと解してはならないとの確信を表明し、

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及びこの議定書が、武力紛争の性質若しくは原因又は紛争当事者が掲げ若しくは紛争当事者に帰せられる理由に基づく不利な差別をすることなく、これらの文書によって保護されているすべての者について、すべての場合において完全に適用されなければならないことを確認して、

次のとおり協定した。

第一編 総則

第一条 一般原則及び適用範囲

- 1 締約国は、すべての場合において、この議定書を尊重し、かつ、この議定書の尊重を確保することを約束する。
- 2 文民及び戦闘員は、この議定書その他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれる。
- 3 この議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完するものであり、同諸条約のそれぞれの第二条に共通して規定する事態について適用する。
- 4 3 に規定する事態には、国際連合憲章並びに国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争を含む。

第二条 定義

第三条 適用の開始及び終了

第四条 紛争当事者の法的地位

第五条 利益保護国及びその代理の任命

第六条 資格を有する者

第七条 会議

第二編 傷者、病者及び難船者

第一部 一般的保護

第八条 用語

第九条 適用範囲

第十条 保護及び看護

- 1 すべての傷者、病者及び難船者は、いずれの締約国に属する者であるかを問わず、尊重され、かつ、保護される。

- 2 傷者、病者及び難船者は、すべての場合において、人道的に取り扱われるものとし、また、実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当を受ける。医療上の理由以外のいかなる理由によっても、これらの者の間に差別を設けてはならない。

第十一条 身体の保護

第十二条 医療組織の保護

- 1 医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。
- 2 1の規定は、次のいずれかの場合には、軍の医療組織以外の医療組織について適用する。
 - (a) 紛争当事者の一に属する場合
 - (b) 紛争当事者の一の権限のある当局が認める場合
 - (c) 第九条2又は第一条約第二十七条の規定に基づいて承認を得た場合
- 3 紛争当事者は、自己の固定された医療組織の位置を相互に通報するよう求められる。通報のないことは、紛争当事者の1の規定に従う義務を免除するものではない。
- 4 いかなる場合にも、軍事目標を攻撃から保護することを企図して医療組織を利用してはならない。紛争当事者は、可能なときはいつでも、医療組織が軍事目標に対する攻撃によってその安全を危うくされることのないような位置に置かれることを確保する。

第十三条 軍の医療組織以外の医療組織の保護の終了

第十四条 軍の医療組織以外の医療組織に対する徴発の制限

第十五条 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員の保護

第十六条 医療上の任務の一般的保護

第十七条 文民たる住民及び救済団体の役割

- 1 文民たる住民は、傷者、病者及び難船者が敵対する紛争当事者に属する場合においても、これらの者を尊重し、また、これらの者に対していかなる暴力行為も行ってはならない。文民たる住民及び各国の赤十字社、赤新月社又は赤のライオン及び太陽社のような救済団体は、自発的に行う場合であっても、侵略され又は占領された地域においても、傷者、病者及び難船者を收容し及び看護することを許される。いずれの者も、このような人道的な行為を理由として危害を加えられ、訴追され、有罪とされ又は処罰されることはない。
- 2 紛争当事者は、1に規定する文民たる住民及び救済団体に対して、傷者、病者及び難船者を收容し及び看護し並びに死者を捜索し及びその死者の位置を報告するよう要請することができる。紛争当事者は、要請に応じた者に対し、保護及び必要な便益の双方を与える。敵対する紛争当事者は、そのような保護及び必要な便益の双方を与えられる地域を支配し又はその地域に対する支配を回復した場合には、必要な限り、同様の保護及び便益を与える。

第十八条 識別

- 1 紛争当事者は、医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段が識別されることのできることを確保するよう努める。
- 2 紛争当事者は、また、特殊標章及び特殊信号を使用する医療組織及び医療用輸送手段の識別を可能にする方法及び手続を採用し及び実施するよう努める。
- 3 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員は、占領地域及び戦闘が現に行われ又は行われるおそれのある地域において、特殊標章及び身分証明書によって識別されることができるようすべきである。
- 4 医療組織及び医療用輸送手段は、権限のある当局の同意を得て、特殊標章によって表示する。第二十二條に規定する船舶及び舟艇は、第二条約に従って表示する。
- 5 紛争当事者は、特殊標章に加え、附属書 第三章に定めるところにより、医療組織及び医療用輸送手段

を識別するために特殊信号の使用を許可することができる。同章に規定する特別の場合には、例外的に、医療用輸送手段は、特殊標章を表示することなく特殊信号を使用することができる。

6 1 から 5 までの規定の適用は、附属書 第一章から第三章までに定めるところによる。医療組織及び医療用輸送手段が専ら使用するために同附属書第三章に指定する信号は、同章に定める場合を除くほか、同章の医療組織及び医療用輸送手段を識別する目的以外の目的で使用してはならない。

7 この条の規定は、平時において第一条約第四十四条に規定する使用よりも広範な特殊標章の使用を認めるものではない。

8 特殊標章の使用についての監督並びに特殊標章の濫用の防止及び抑止に関する諸条約及びこの議定書の規定は、特殊信号について適用する。

第十九条 中立国その他の紛争当事者でない国

第二十条 復讐の禁止

この編の規定によって保護される者及び物に対する復讐（きゆう）は、禁止する。

第二部 医療上の輸送

第二十一条 医療用車両

第二十二条 病院船及び沿岸救助艇

第二十三条 他の医療用船舶及び他の医療用舟艇

第二十四条 医療用航空機の保護

第二十五条 敵対する紛争当事者が支配していない区域における医療用航空機

第二十六条 接触地帯又は類似の地域における医療用航空機

1 接触地帯のうち友軍が実際に支配している地域及びその上空並びに実際の支配が明確に確立していない地域及びその上空においては、医療用航空機の保護は、第二十九条に定めるところにより、紛争当事者の権限のある軍当局の間の事前の合意によってのみ十分に実効的となる。このような合意のない場合には、医療用航空機は、自己の責任で運航されるが、医療用航空機であると識別された後は尊重される。

2 「接触地帯」とは、敵対する軍隊の前線部隊が相互に接触している地域、特に前線部隊が地上からの直接の砲火にさらされている地域をいう。

第二十七条 敵対する紛争当事者が支配している区域における医療用航空機

第二十八条 医療用航空機の運航の制限

第二十九条 医療用航空機に関する通報及び合意

第三十条 医療用航空機の着陸及び検査

第三十一条 中立国その他の紛争当事者でない国

第三部 行方不明者及び死者

第三十二条 一般原則

第三十三条 行方不明者

第三十四条 遺体

第三編 戦闘の方法及び手段並びに戦闘員及び捕虜の地位

第一部 戦闘の方法及び手段

第三十五条 基本原則

第三十六条 新たな兵器

第三十七条 背信行為の禁止

1 背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは、禁止する。武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく保護を受ける権利を有するか又は保護を与える義務があると敵が信ずるよう敵の信頼を誘う行為であって敵の信頼を裏切る意図をもって行われるものは、背信行為を構成する。背信行為の例として、次の行為がある。

(a) 休戦旗を掲げて交渉の意図を装うこと、又は投降を装うこと。

(b) 負傷又は疾病による無能力を装うこと。

(c) 文民又は非戦闘員の地位を装うこと。

(d) 国際連合又は中立国その他の紛争当事者でない国の標章又は制服を使用して、保護されている地位を装

うこと。

- 2 奇計は、禁止されない。奇計とは、敵を欺くこと又は無謀に行動させることを意図した行為であって、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に違反せず、かつ、そのような国際法に基づく保護に関して敵の信頼を誘うことがないために背信的ではないものをいう。奇計の例として、偽装、罠（おとり）、陽動作戦及び虚偽の情報の使用がある。

第三十八条 認められた標章
第三十九条 国の標章
第四十条 助命
第四十一条 戦闘外にある敵の保護
第四十二条 航空機の搭乗者

第二部 戦闘員及び捕虜の地位

第四十三条 軍隊

- 1 紛争当事者の軍隊は、部下の行動について当該紛争当事者に対して責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る（当該紛争当事者を代表する政府又は当局が敵対する紛争当事者によって承認されているか否かを問わない。）。このような軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。
- 2 紛争当事者の軍隊の構成員（第三条約第三十三条に規定する衛生要員及び宗教要員を除く。）は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。
- 3 紛争当事者は、準軍事的な又は武装した法執行機関を自国の軍隊に編入したときは、他の紛争当事者にその旨を通報する。

第四十四条 戦闘員及び捕虜
第四十五条 敵対行為に参加した者の保護
第四十六条 間諜
第四十七条 傭兵

第四編 文民たる住民

第一部 敵対行為の影響からの一般的保護

第一章 基本原則及び適用範囲

第四十八条 基本原則

紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。

第四十九条 攻撃の定義及び適用範囲

- 1 「攻撃」とは、攻勢としてであるか防御としてであるかを問わず、敵に対する暴力行為をいう。
- 2 この議定書の攻撃に関する規定は、いずれの地域（紛争当事者に属する領域であるが敵対する紛争当事者の支配の下にある地域を含む。）で行われるかを問わず、すべての攻撃について適用する。
- 3 この部の規定は、陸上の文民たる住民、個々の文民又は民用物に影響を及ぼす陸戦、空戦又は海戦について適用するものとし、また、陸上の目標に対して海又は空から行われるすべての攻撃についても適用する。もっとも、この部の規定は、海上又は空中の武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に影響を及ぼすものではない。
- 4 この部の規定は、第四条約特にその第二編及び締約国を拘束する他の国際取極に含まれる人道的保護に関する諸規則並びに陸上、海上又は空中の文民及び民用物を敵対行為の影響から保護することに関する他の国際法の諸規則に追加される。

第二章 文民及び文民たる住民

第五十条 文民及び文民たる住民の定義

- 1 文民とは、第三条約第四条A(1)から(3)まで及び(6)並びにこの議定書の第四十三条に規定する部類のいずれにも属しない者をいう。いずれの者も、文民であるか否かについて疑義がある場合には、文民とみなす。
- 2 文民たる住民とは、文民であるすべての者から成るものをいう。
- 3 文民の定義に該当しない者が文民たる住民の中に存在することは、文民たる住民から文民としての性質を奪うものではない。

第五十一条 文民たる住民の保護

- 1 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この保護を実効的なものとするため、適用される他の国際法の諸規則に追加される2から8までに定める規則は、すべての場合において、遵守する。
- 2 文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない。文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇は、禁止する。
- 3 文民は、敵対行為に直接参加していない限り、この部の規定によって与えられる保護を受ける。
- 4 無差別な攻撃は、禁止する。無差別な攻撃とは、次の攻撃であって、それぞれの場合において、軍事目標と文民又は民用物とを区別しないでこれらに打撃を与える性質を有するものをいう。
 - (a) 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃
 - (b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
 - (c) この議定書で定める限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
- 5 特に、次の攻撃は、無差別なものとして認められる。
 - (a) 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する多数の軍事目標であって相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃又は爆撃による攻撃
 - (b) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃
- 6 復讐(きゆう)の手段として文民たる住民又は個々の文民を攻撃することは、禁止する。
- 7 文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために、特に、軍事目標を攻撃から掩(えん)護し又は軍事行動を掩(えん)護し、有利にし若しくは妨げることを企図して利用してはならない。紛争当事者は、軍事目標を攻撃から掩(えん)護し又は軍事行動を掩(えん)護することを企図して文民たる住民又は個々の文民の移動を命じてはならない。
- 8 この条に規定する禁止の違反があったときにおいても、紛争当事者は、文民たる住民及び個々の文民に関する法的義務(第五十七条の予防措置をとる義務を含む。)を免除されない。

第三章 民用物

第五十二条 民用物の一般的保護

- 1 民用物は、攻撃又は復讐(きゆう)の対象としてはならない。民用物とは、2に規定する軍事目標以外のすべての物をいう。
- 2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。
- 3 礼拝所、家屋その他の住居、学校等通常民生の目的のために供される物が軍事活動に効果的に資するものとして使用されているか否かについて疑義がある場合には、軍事活動に効果的に資するものとして使用

されていないと推定される。

第五十三条 文化財及び礼拝所の保護

千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約その他の関連する国際文書の規定の適用を妨げることなく、次のことは、禁止する。

- (a) 国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を対象とする敵対行為を行うこと。
- (b) (a)に規定する物を軍事上の努力を支援するために利用すること。
- (c) (a)に規定する物を復讐の対象とすること。

第五十四条 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護

- 1 戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くことは、禁止する。
- 2 食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備等文民たる住民の生存に不可欠な物をこれらが生命を維持する手段としての価値を有するが故に文民たる住民又は敵対する紛争当事者に与えないという特定の目的のため、これらの物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、文民を飢餓の状態に置き又は退去させるという動機によるかその他の動機によるかを問わず、禁止する。
- 3 2に規定する禁止は、2に規定する物が次の手段として敵対する紛争当事者によって利用される場合には、適用しない。
 - (a) 専ら当該敵対する紛争当事者の軍隊の構成員の生命を維持する手段
 - (b) 生命を維持する手段でないときであっても軍事行動を直接支援する手段。ただし、いかなる場合においても、2に規定する物に対し、文民たる住民の食糧又は水を十分でない状態とし、その結果当該文民たる住民を飢餓の状態に置き又はその移動を余儀なくさせることが予測される措置をとってはならない。
- 4 2に規定する物は、復讐の対象としてはならない。
- 5 いずれの紛争当事者にとっても侵入から自国の領域を防衛する重大な必要があることにかんがみ、紛争当事者は、絶対的な軍事上の必要によって要求される場合には、自国の支配の下にある領域において2に規定する禁止から免れることができる。

第五十五条 自然環境の保護

- 1 戦闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う。その保護には、自然環境に対してそのような損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害することを目的とする又は害することが予測される戦闘の方法及び手段の使用の禁止を含む。
- 2 復讐の手段として自然環境を攻撃することは、禁止する。

第五十六条 危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護

- 1 危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。これらの工作物又は施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標は、当該他の軍事目標に対する攻撃がこれらの工作物又は施設からの危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらす場合には、攻撃の対象としてはならない。

- 2 1に規定する攻撃からの特別の保護は、次の場合にのみ消滅する。
- (a) ダム又は堤防については、これらが通常の機能以外の機能のために、かつ、軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合
 - (b) 原子力発電所については、これが軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために電力を供給しており、これに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合
 - (c) 1に規定する工作物又は施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標については、これらが軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合
- 3 文民たる住民及び個々の文民は、すべての場合において、国際法によって与えられるすべての保護（次条の予防措置による保護を含む。）を受ける権利を有する。特別の保護が消滅し、1に規定する工作物、施設又は軍事目標が攻撃される場合には、危険な力の放出を防止するためにすべての実際的な予防措置をとる。
- 4 1に規定する工作物、施設又は軍事目標を復讐の対象とすることは、禁止する。
- 5 紛争当事者は、1に規定する工作物又は施設の近傍にいかなる軍事目標も設けることを避けるよう努める。もっとも、保護される工作物又は施設を攻撃から防御することのみを目的として構築される施設は、許容されるものとし、攻撃の対象としてはならない。ただし、これらの構築される施設が、保護される工作物又は施設に対する攻撃に対処するために必要な防御措置のためのものである場合を除くほか、敵対行為において利用されず、かつ、これらの構築される施設の装備が保護される工作物又は施設に対する敵対行為を撃退することのみが可能な兵器に限られていることを条件とする。
- 6 締約国及び紛争当事者は、危険な力を内蔵する物に追加的な保護を与えるために新たな取極を締結するよう要請される。
- 7 紛争当事者は、この条の規定によって保護される物の識別を容易にするため、この議定書の附属書 第十六条に規定する一列に並べられた三個の明るいオレンジ色の円から成る特別の標章によってこれらの保護される物を表示することができる。その表示がないことは、この条の規定に基づく紛争当事者の義務を免除するものではない。

第四章 予防措置

第五十七条 攻撃の際の予防措置

- 1 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払う。
- 2 攻撃については、次の予防措置をとる。
- (a) 攻撃を計画し又は決定する者は、次のことを行う。
 - (i) 攻撃の目標が文民又は民用物でなく、かつ、第五十二条2に規定する軍事目標であって特別の保護の対象ではないものであること及びその目標に対する攻撃がこの議定書によって禁止されていないことを確認するためのすべての実行可能なこと。
 - (ii) 攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の損傷を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。
 - (iii) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃を行う決

定を差し控えること。

- (b) 攻撃については、その目標が軍事目標でないこと若しくは特別の保護の対象であること、又は当該攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷若しくはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測されることが明白となった場合には、中止し又は停止する。
- (c) 文民たる住民に影響を及ぼす攻撃については、効果的な事前の警告を与える。ただし、事情の許さない場合は、この限りでない。
- 3 同様の軍事的利益を得るため複数の軍事目標の中で選択が可能な場合には、選択する目標は、攻撃によって文民の生命及び民用物にもたらされる危険が最小であることが予測されるものでなければならない。
- 4 紛争当事者は、海上又は空中における軍事行動を行うに際しては、文民の死亡及び民用物の損傷を防止するため、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則に基づく自国の権利及び義務に従いすべての合理的な予防措置をとる。
- 5 この条のいかなる規定も、文民たる住民、個々の文民又は民用物に対する攻撃を認めるものと解してはならない。

第五十八条 攻撃の影響に対する予防措置

紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。

- (a) 第四条約第四十九条の規定の適用を妨げることなく、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること。
- (b) 人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること。自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること。

[(b)号についての赤十字国際委員会コメントール]

2251 この号は、固定目標についても移動目標についてもいえる。固定目標については、政府機関は人口の集中している地域から離れた場所に設置するよう努力しなければならない。このことは平時においても考えられていなければならない。たとえば、兵舎や軍用装備、弾薬の貯蔵所は町の中心に建てるべきではない。

2252 移動目標と認められる物については、紛争の期間、人口の集中している地域に部隊、装備を置くことや輸送を避けるよう特に注意深く扱われるべきである。

2253 どちらの場合でも政府機関は、住民とそれらを効果的に分離することが肝要であり、そのために住民の利益が最大となるよう行動しなければならない。

2254 この文脈において、私たちは偽装の問題に言及する。もし、都市に位置された軍事目標がカモフラージュされた場合、たとえば、攻撃しない建物のように見せかけた場合は、敵がそれを察知したときにとりわけ爆撃や砲撃に付随する被害が起きやすく、住民の危険が増すことになる。

2255 (b)号に含まれる規定は、自分自身の軍隊の事のみに関心を持ち、占領地の住民の運命を無視しがちな占領勢力をも扱っている。占領勢力が軍事作戦から特

定の地点または地域を守るために、保護されるべき人々を利用することを禁じた第4条約の第28条の尊重が想起される。

2256 外交会議で幾人かの代表は、人口密度の高い国であるためにこの条件については適用が難しいことを強調した。

第五章 特別の保護の下にある地区及び地帯

第五十九条 無防備地区

1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。

[第1項についての赤十字国際委員会コメンタール]

2263 本項は、1907年のハーグ規則第25条に含まれた原則をほぼそのまま繰り返している。慣習法を確認し条文化している本項のもとで、次項に規定された諸条件が備わったときに、ある地区が無防備地区となる。一方的な宣言や合意だけによって、この状況を確定するのに役立つ。この点は、第60条(非武装地帯)において非武装地帯に関して規定された諸規定との重要な相違である。非武装地帯の地位は、明示の合意によるとされている。

(*「第25条に含まれた原則」とは、非防衛都市のこと)

2264 さらに、留意すべきことは、たとえある地区に軍事目標があったり、その軍事目標から敵対行為が行われているからといって、その地区にある建造物の全体的破壊が正当化されるわけではない。実態、第51条(文民たる住民の保護)第5項(a)が、都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地域に位置する多数の軍事目標を単一の軍事目標として取り扱うことを禁止していることが想起されよう。

2265 このことは遠方からの砲爆撃の手段によって行われる違反行為に関連する。戦闘が都市や町の中で行われ、家屋から家屋への攻撃が頻繁に行われる場合、明らかに、状況が全く異なり、戦闘をさえぎる建造物が攻撃目標となる。

2266 防備地区には、防備された町や固定防衛システムのある町だけでなく、町の中や周辺に軍隊が駐留している町も含まれる。

2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものである。

- (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
- (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
- (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。

(d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

[第2項についての赤十字国際委員会コンメンタール]

2267 第1項は、宣言や合意がない場合であっても従わなくてはならない諸規定を規定し、無防備地区が従わなければならない諸条件を定義するために本項が続く。

2268 第2項本文は、以下のリストに明らかに含まれている2つの条件を規定している。

軍隊が接触している地帯の付近またはその中にある居住地。用いられている表現は、外交会議特別作業部会によってなされた定義に基づいている。

(* 「定義」 = 接触する地域とは、武力紛争において、敵対当事国の軍隊の最前線が他方と接触している地域である。)

占領のために開放されている居住地。この条件は本質的なものであり、その実施を確実にするためにすべての実際的措置が講じられなければならない。例えば、道路封鎖を解くこと、地雷を撤去すること。いったん無防備地区宣言が伝達された場合、敵国への十分な事前の警告なしには、もはや元に戻ることはできないことは明らかである。そうでなければ、宣言が背信行為であったとみなされる。(第37条(背信行為の禁止)を参照)

2269 戦闘状況が変化したり、結局はその地区が敵国に占領されないこともありうる。しかし、宣言が撤回されたり、敵国が反対しない限り、無防備地区は持続する。

2270 (a) ~ (d) に規定された4条件については多くのコメントは必要ない。すべての戦闘員と軍事施設が撤去されなければならないことは自明である。固定された軍事施設は敵対行為のために使用されてはならない。避難民が兵舎に収容されてもかまわないが、軍の航空管制施設は運用を続けてはならない。

2271 その地区にある工場は武器、弾薬、その他の軍事使用目的物の製造を中止すべきことは当然である。

2272 無防備地区を通過する道路と鉄道は、たとえ通過目的であっても、戦闘員や軍の装備の移動のために用いられてはならない。

2273 危険な威力などの活動は、軍事作戦の系統的で、意味のある、直接支援のにおいて用いられてはならない。第56条(危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護)第2項の意味での攻撃にさらすことのないように。

2274 最後に、その意図は、無防備地区と宣言された地区を、正規の軍隊であろうがなかろうと、襲撃を行ったり、民間人の服装を着用してその地区に隠れている戦闘集団によって兵站基地として用いられることがら防ぐことであった。

2275 第56条は、友軍または敵軍の飛行機が無防備地区の上空を飛行する問題に

については何も語っていない。特別の規定がないので、上空飛行は可能であり、無防備地区の地位を危うくするものではない。

3 諸条約及びこの議定書によって特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が無防備地区に存在することは、2に定める条件に反するものではない。

〔第3項についての赤十字国際委員会コメンタール〕

2276 本規定は、ある種のカテゴリーの者がその地区に現在するからといって、その地位を失うことはないとしている。まず最初に、このことは、軍病院スタッフや牧師も同じである。固定病院であれ移動病院であれ、たとえ軍に属していても、活動を継続してよい。

2277 ジュネーヴ諸条約と本議定書による特別の保護を享受する人のカテゴリーと、民間の医療者と宗教者のカテゴリー、なかでも、第61条～第68条に規定された民間防衛要員に特別な言及がなされるべきである。第59条はこの明白なことに言及していないが、1954年のハーグ条約によって定義された文化財の保護を命じられた者も本項に含まれることは明らかである。

2278 その地区に残された警察力に関しては、本項が言及しているのは、第43条(軍隊)第3項に規定されたように、その国家の軍隊の一部を形成している制服警察隊構成員だけである。実際、民政警察官は民間人にあたるし、それゆえ、その地区が無防備地区と宣言されても、警察が撤退する必要はない。

2279 多くの国では、自治体警察、地方警察、国家警察は純粋に文民である。国家警察が軍隊の一部となっている国家もある。

2280 軍隊の一部となっている警察が無防備地区に存在することは、その地区が占領された場合に、問題を生じる。いずれにせよ、このような警察力の構成員は、敵対行為を慎むべきである。しかし、警察が敵国の支配下に置かれた場合、警察の資格はどうなるのかについては問題が残る。もし警察が身柄を拘束されれば、捕虜の地位を得ることになるが、多くの場合、占領権力の下で警察の機能を維持するよう求められるだろう。この点で、第67条(文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊)第2項に言及できよう。この規定は民間防衛団体に働く軍人という問題を扱っている。彼らは捕虜とみなされるが、占領地では、民間防衛の任務に使われることがある。

2281 すべての問題を避けるために、無防備地区における警察の任務を、自治体警察や純粋に民政警察に委ねることを選ぶべきであるように思われる。いずれにせよ、警察の存在と効果的な行為は、そうした困難な状況において、法と秩序を維持し、生命と財産を保護し、必要とあれば、その地区を責任当局でない部隊によって侵略されることから予防するのに、必要である。

4 2の規定に基づく宣言は、敵対する紛争当事者に対して行われ、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものとす。その宣言が向けられた紛争当事者は、その受領を確認し、2に定める条件が実際に満たされている限り、当該地区を無防備地区として取り扱う。条件が実際に満たされていない場合には、その旨を直ちに、宣言を行った紛争当事者に通報する。2に定める条件が満たされていない場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。

〔第4項についての赤十字国際委員会コメンタール〕

2282 敵対当事者に通知されなければならない。「通告する」という語を用いているのは、公に宣言しただけでは不十分であるということを示そうとしているからである。さまざまな回路が考えられる。実際の戦場における休戦旗をもった交渉人による直接伝達、電信による連絡、保護国や紛争当事国でない国、国連や地域機関のような国際機関を通じての伝達、あるいは代替的であるが、赤十字国際委員会のような人道期間を通じての伝達。

「誰が宣言を出さなければならないか？」

2283 原則として、宣言はその内容を確実に遵守できる当局によって発せられるべきである。一般的にこれは政府自身となるであろうが、困難な状況にあっては、宣言は地方の軍司令官、または市長や知事といった、地方の文民当局によって発せられることもあり得る。もちろん、地方の文民当局が宣言する場合は、宣言内容の遵守を確実にする手段を唯一持っている、軍当局との全面的な合意のもとになされなければならない。

「宣言の内容」

2284 本項は、無防備地区の地理的制限に言及しているにすぎないが、もちろん、第2項に規定された条件が備わった時など、他の要因も考慮に入れることができる。誤解を避けるために、宣言の前に条件が備わるまで待つべきであろう。もし地区の制限が目に見えるように境界付けられているなら、敵国に許容されるために、境界が昼夜とも示されていることが宣言によって示されなければならない。同じことは監視の条件にもあてはまる。

「敵対当事者の義務」

2285 敵対当事国は、宣言を受け取ったことを知らせなければならない。実際、他方の当事国にとって、その宣言がその届け先に届いたことを知る必要がある。受領の通知はその地区に与えられる保護を創り出すわけではない。しかし、受領の通知は安全保障の重要な要素である。同時に、敵対当事国は、その地区に、無防備地区にふさわしい取り扱いを与えなければならない。もし敵対当事国が、規定された諸条件が満たされていないと考える場合、宣言をした当事国に速やかにそのように伝えなければならない。無用な遅延は誠実違反となるだろう。否定的な回答を送る場合、敵対当事国は、宣言をした当事国がそれを是正して、次の宣言をすることができるように、規定された諸条

件が満たされていない点を正確に指摘しなければならない。実際、このことは第5項、第6項に記述された交渉をもたらすことがありうる。しかし、留意されるべきことは、敵対当事国の異議は、第2項に規定された諸条件の実現だけに限られることである。もし諸条件が満たされている場合、無防備地区は保護された地区の地位を獲得し、敵対当事国はそれ以外の条件を課すことはできない。

2286 本項の最後の部分は、その宣言が有効に拒絶された場合でさえ、その地区は第1追加議定書のその他の諸規定及び武力紛争の際に適用される国際法の他の諸規定のもとでの保護を受け続けることを適切に想起させるものである。まず、第2項に規定された諸条件を満たしているが、宣言がまだ発せられていない地区は、いずれにせよ攻撃されてはならないことに疑いはない。いくつかの条件が満たされていない場合、例えば、すべての軍事施設を撤去することができなかつたり、戦闘員や軍用施設を移動することが完全にはできていない場合、第50条から第57条に規定されたすべての予防策が適用されなければならない。第51条(文民たる住民の保護)第5項によれば、軍用施設が存在するからといって、ある地区に対する一般的攻撃が正当化されるわけではない。もし軍事的観点から通信線の混乱が必要と考えられる場合、できるかぎり、住民が危害を被らないような場所でそれは行わなければならない。

- 5 紛争当事者は、2に定める条件を満たしていない地区であっても、当該地区を無防備地区とすることについて合意することができる。その合意は、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものとすべきであり、また、必要な場合には監視の方法を定めたものとすることができる。

[第5項についての赤十字国際委員会コンメンタール]

2287 本項は、本条で想定された第2の場合を扱う。第2項で規定された諸条件が満たされず、紛争当事国が、一方的な宣言を拒絶した後に、ある地区に無防備地区の地位を認める合意を締結するという場合である。そうした合意について特別の形式は記述されていないが、文書による合意が望ましいことは疑いない。休戦旗のもとでの交渉人による戦場での直接の合意形成もありうるし、保護国や、赤十字国際委員会のような人道組織による仲裁やその主導による外交レベルでの合意もありうる。

2288 そうした合意の主要な点は次のようなものであるべきである。

- (a) 正確な地理的境界(一般的には精密な地図で示されるべきものである)、
- (b) 発効日時、
- (c) 期間、
- (d) 境界を画す方法および用いられる境界付けのタイプ、
- (e) その地区に入ることを認められた人、
- (f) 必要な場合、監視の方法、
- (g) その地区の最終的な運命、敵軍に占領されたもとでの諸条件。

6 5に規定する合意によって規律される地区を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標章によって当該地区を表示するものとし、この標章は、明瞭（りよう）に見ることができる場所、特に当該地区の外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。

〔第6項についての赤十字国際委員会コメンタール〕

2289 本項は実に明確であって、ほとんど注釈の必要がない。ジュネーブ第4条約に付属した合意草案が、病院や安全区は斜めの赤帯と白地の方法で境界付けられるべきであるとしていたことを想起させる。第6項は、用いられるべき標章は、その標章がおおよそ定義されていない場合でも、敵対当事国によって合意されなければならない。

2290 当該紛争当事国に、第4条約で規定された標識（斜めの赤帯と白地）の採用をさけるべき理由はないが、別の標識を選択することもありうる。

2291 用いられる標識はできるかぎり明白なものでなければならないことは明らかである。無防備地区の場合、その地理的位置が敵対当事者に知られていて、それゆえ容易に見つけられる場合であっても、標識は明白でなければならない。

2292 主要幹線道路に境界を描く、その町の色や紋章の旗を掲揚することが用いられるし、紋章は容易に入手できる。この境界の方式は、陸軍にとっては一般的にそれを見ることができるので十分であるが、空軍にとっては不十分なこともありうる。空軍にとっては、合意される標識は、その地区の境界の幹線道路、その地区への侵入路の掲示板、周辺の建物の屋根や中庭を彩色することであろう。

2293 そうした標識は昼間用いるのには比較的十分である。夜間は、他の手段を用いる必要がある。特に、適切な照明、少なくとも周辺やその地区に沿った照明が確実である。しかし、深夜に「光の島」を存在することは、軍事的安全には困難な問題をもたらすので、この点は合意によって扱わなければならない。

2294 最後に、無防備地区にとって、医療部隊や輸送部隊の特定のために第1追加議定書付属の規則第5から第8に規定された方法のように、明白な無線信号や電気的手段によって確定することも可能である。そこでも、紛争当事国の合意が必要である。

7 2に定める条件又は5に規定する合意に定める条件を満たさなくなった地区は、無防備地区としての地位を失う。そのような場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。

〔第7項についての赤十字国際委員会コメンタール〕

2295 本項は、自明のこのように思われる。もし第2項に規定された諸条件の一つ又は複数が満たされていない場合、その地区は無防備地区の地位を失う。しかし、軍隊が接している地帯がその地区からさらに移動すれば、他の諸条件が引き続き満たされる条

件で、その地区の地位は影響をうけるべきである。

2296 もっともよくある場合は、もちろん、その地区が敵軍に占領されている場合である。敵がその地区に無防備地区の性格を持続することを許すこともあるかもしれない。この状況で、敵の軍隊は明らかにその地区に駐屯すべきではなく、敵は行政制度を発足させることに制限されるべきである。自国の政府がその無防備地区の地位の延長を許容するか否かも残されている。その決定は疑いなく第 2 項で規定された諸条件の占領権力による厳密な観察に依存するだろう。

2297 無防備地区がその地位を失った場合は、その他の条約や慣習法のもとでの保護を受けられることは疑いない。この点では、第 1 追加議定書第 2 条(定義)(b)項で与えられた定義および上記の第 4 項で述べられたことに言及することができる。

第 59 条 無防備地区【英文】

Chapter V. Localities and zones under special protection

Art 59. Non-defended localities

1. It is prohibited for the Parties to the conflict to attack, by any means whatsoever, non-defended localities.
2. The appropriate authorities of a Party to the conflict may declare as a non-defended locality any inhabited place near or in a zone where armed forces are in contact which is open for occupation by an adverse Party.
Such a locality shall fulfil the following conditions:
 - (a) all combatants, as well as mobile weapons and mobile military equipment must have been evacuated;
 - (b) no hostile use shall be made of fixed military installations or establishments;
 - (c) no acts of hostility shall be committed by the authorities or by the population; and
 - (d) no activities in support of military operations shall be undertaken.
3. The presence, in this locality, of persons specially protected under the Conventions and this Protocol, and of police forces retained for the sole purpose of maintaining law and order, is not contrary to the conditions laid down in paragraph 2.
4. The declaration made under paragraph 2 shall be addressed to the adverse Party and shall define and describe, as precisely as possible, the limits of the non-defended locality. The Party to the conflict to which the declaration is addressed shall acknowledge its receipt and shall treat the locality as a non-defended locality unless the conditions laid down in paragraph 2 are not in fact fulfilled, in which event it shall immediately so inform the Party making the declaration. Even if the conditions laid down in paragraph 2 are not fulfilled, the locality shall continue to enjoy the protection provided by the other provisions of this Protocol and the other rules of international law applicable in armed conflict.
5. The Parties to the conflict may agree on the establishment of non-defended localities even if such localities do not fulfil the conditions laid down in paragraph 2. The agreement should define and describe, as precisely as possible, the limits of the non-defended locality; if necessary, it may lay down the methods of supervision.
6. The Party which is in control of a locality governed by such an agreement shall mark it, so far as possible, by such signs as may be agreed upon with the other Party, which shall be displayed where they are clearly visible, especially on its perimeter and limits

and on highways.

7. A locality loses its status as a non-defended locality when it ceases to fulfil the conditions laid down in paragraph 2 or in the agreement referred to in paragraph 5. In such an eventuality, the locality shall continue to enjoy the protection provided by the other provisions of this Protocol and the other rules of international law applicable in armed conflict.

第六十条 非武装地帯

- 1 紛争当事者がその合意によって非武装地帯の地位を与えた地帯に軍事行動を拡大することは、その拡大が当該合意に反する場合には、禁止する。
- 2 合意は、明示的に行う。合意は、直接に又は利益保護国若しくは公平な人道的団体を通じて口頭又は文書によって、また、相互的なかつ一致した宣言によって行うことができる。合意は、平時に及び敵対行為の開始後に行うことができるものとし、また、できる限り正確に非武装地帯の境界を定め及び記述したものと並びに必要な場合には監視の方法を定めたものとすべきである。
- 3 合意の対象である地帯は、通常、次のすべての条件を満たしたものとす。
 - (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
 - (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
 - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
 - (d) 軍事上の努力に関連する活動が終了していること。

紛争当事者は、(d) に定める条件についての解釈及び4に規定する者以外の者であって非武装地帯に入ることを認められるものについて合意する。

- 4 諸条約及びこの議定書によって特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が非武装地帯に存在することは、3に定める条件に反するものではない。
- 5 非武装地帯を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標章によって当該非武装地帯を表示するものとし、この標章は、明瞭(りよう)に見ることができる場所、特に当該非武装地帯の外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。
- 6 戦闘が非武装地帯の付近に迫ってきたときであっても、紛争当事者が合意している場合には、いずれの紛争当事者も、軍事行動を行うことに関する目的のために当該非武装地帯を利用し又はその地位を一時的に取り消すことができない。
- 7 一の紛争当事者が3又は6の規定に対する重大な違反を行った場合には、他の紛争当事者は、非武装地帯にその地位を与えている合意に基づく義務を免除される。その場合において、当該非武装地帯は、非武装地帯としての地位を失うが、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。

第六章 文民保護

第六十一条 定義及び適用範囲

この議定書の適用上、

- (a) 「文民保護」とは、文民たる住民を敵対行為又は災害の危険から保護し、文民たる住民が敵対行為又は災害の直接的な影響から回復することを援助し、及び文民たる住民の生存のために必要な条件を整えるため次の人道的任務の一部又は全部を遂行することをいう。
 - (i) 警報の発令
 - (ii) 避難の実施

- (iii) 避難所の管理
- (iv) 灯火管制に係る措置の実施
- (v) 救助
- (vi) 応急医療その他の医療及び宗教上の援助
- (vii) 消火
- (viii) 危険地域の探知及び表示
- (ix) 汚染の除去及びこれに類する防護措置の実施
- (x) 緊急時の収容施設及び需品の提供
- (xi) 被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助
- (xii) 不可欠な公益事業に係る施設の緊急の修復
- (xiii) 死者の応急処理
- (xiv) 生存のために重要な物の維持のための援助
- (xv) (i) から (xiv) までに掲げる任務のいずれかを遂行するために必要な補完的な活動 (計画立案及び準備を含む。)

(b) 「文民保護組織」とは、(a) に規定する任務を遂行するために紛争当事者の権限のある当局によって組織され又は認められる団体その他の組織であつて、専らこれらの任務に充てられ、従事するものをいう。

(c) 文民保護組織の「要員」とは、紛争当事者により専ら (a) に規定する任務を遂行することに充てられる者 (当該紛争当事者の権限のある当局により専ら当該文民保護組織を運営することに充てられる者を含む。) をいう。

(d) 文民保護組織の「物品」とは、当該文民保護組織が (a) に規定する任務を遂行するために使用する機材、需品及び輸送手段をいう。

第六十二条 一般的保護

- 1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織及びその要員は、この議定書の規定、特にこの部の規定に基づき尊重され、かつ、保護される。これらの者は、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務を遂行する権利を有する。
- 2 1 の規定は、軍の文民保護組織以外の文民保護組織の構成員ではないが、権限のある当局の要請に応じて当該権限のある当局の監督の下に文民保護の任務を遂行する文民についても適用する。
- 3 文民保護のために使用される建物及び物品並びに文民たる住民に提供される避難所は、第五十二条の規定の適用を受ける。文民保護のために使用される物は、破壊し又はその本来の使用目的を変更することができない。ただし、その物が属する締約国によって行われる場合を除く。

第六十三条 占領地域における文民保護

- 1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織は、占領地域において、その任務の遂行に必要な便益を当局から与えられる。軍の文民保護組織以外の文民保護組織の要員は、いかなる場合においても、その任務の適正な遂行を妨げるような活動を行うことを強要されない。占領国は、軍の文民保護組織以外の文民保護組織の任務の効率的な遂行を妨げるような方法で当該軍の文民保護組織以外の文民保護組織の機構又は要員を変更してはならない。軍の文民保護組織以外の文民保護組織は、占領国の国民又は利益を優先させることを求められない。
- 2 占領国は、軍の文民保護組織以外の文民保護組織に対し文民たる住民の利益を害する方法でその任務を遂行することを強要し、強制し又は誘引してはならない。

- 3 占領国は、安全保障上の理由により文民保護の要員の武装を解除することができる。
- 4 占領国は、文民保護組織に属し若しくは文民保護組織が使用する建物若しくは物品の本来の使用目的を変更し又はこれらを徴発することが文民たる住民に有害であるような場合には、その変更又は徴発を行うことができない。
- 5 占領国は、4に定める一般的な規則が遵守されている限り、次の特別の条件に従い、4に規定する資源を徴発し又はその使用目的を変更することができる。
 - (a) 建物又は物品が文民たる住民の他の要求にとって必要であること。
 - (b) 徴発又は使用目的の変更が(a)に規定する必要のある間に限り行われること。
- 6 占領国は、文民たる住民の使用のために提供され又は文民たる住民が必要とする避難所の使用目的を変更し又はこれらを徴発してはならない。

第六十四条 軍の文民保護組織以外の文民保護組織であって中立国その他の紛争当事者でない国のもの及び国際的な調整を行う団体

- 1 前二条、次条及び第六十六条の規定は、紛争当事者の領域において、当該紛争当事者の同意を得て、かつ、その監督の下に第六十一条に規定する文民保護の任務を遂行する軍の文民保護組織以外の文民保護組織であって中立国その他の紛争当事者でない国のものの要員及び物品についても適用する。軍の文民保護組織以外の文民保護組織であって中立国その他の紛争当事者でない国のものによる援助については、敵対する紛争当事者に対しできる限り速やかに通報する。この活動については、いかなる場合においても、紛争への介入とみなしてはならない。もっとも、この活動については、関係紛争当事者の安全保障上の利益に妥当な考慮を払って行うべきである。
- 2 1に規定する援助を受ける紛争当事者及び当該援助を与える締約国は、適当な場合には、文民保護の活動の国際的な調整を容易なものとするべきである。その場合には、関連する国際的な団体は、この章の規定の適用を受ける。
- 3 占領国は、占領地域において、自国の資源又は当該占領地域の資源により文民保護の任務の適切な遂行を確保することができる場合にのみ、軍の文民保護組織以外の文民保護組織であって中立国その他の紛争当事者でない国のもの及び国際的な調整を行う団体の活動を排除し又は制限することができる。

第六十五条 保護の消滅

- 1 軍の文民保護組織以外の文民保護組織並びにその要員、建物、避難所及び物品が受けることのできる保護は、これらのものが本来の任務から逸脱して敵に有害な行為を行い又は行うために使用される場合を除くほか、消滅しない。ただし、この保護は、適当な場合にはいつでも合理的な期限を定める警告が発せられ、かつ、その警告が無視された後においてのみ、消滅させることができる。
- 2 次のことは、敵に有害な行為と認められない。
 - (a) 文民保護の任務が軍当局の指示又は監督の下に遂行されること。
 - (b) 文民保護の文民たる要員が文民保護の任務の遂行に際して軍の要員と協力すること又は軍の要員が軍の文民保護組織以外の文民保護組織に配属されること。
 - (c) 文民保護の任務の遂行が軍人たる犠牲者特に戦闘外にある者に付随的に利益を与えること。
- 3 文民保護の文民たる要員が秩序の維持又は自衛のために軽量の個人用の武器を携帯することも、敵に有害な行為と認められない。もっとも、紛争当事者は、陸上における戦闘が現に行われており又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の要員と戦闘員との区別に資するようにそのような武器をピストル又は連発けん銃のようなけん銃に制限するための適当な措置をとる。文民保護の要員は、そのような地

域において他の軽量の個人用の武器を携行する場合であっても、文民保護の要員であると識別されたときは、尊重され、かつ、保護される。

- 4 軍の文民保護組織以外の文民保護組織において軍隊に類似した編成がとられており又は強制的な役務が課されていることは、この章の規定に基づく保護をこれらの軍の文民保護組織以外の文民保護組織から奪うものではない。

第六十六条 識別

- 1 紛争当事者は、自国の文民保護組織並びにその要員、建物及び物品が専ら文民保護の任務の遂行に充てられている間、これらのものが識別されることのできることを確保するよう努める。文民たる住民に提供される避難所も、同様に識別されることができるようすべきである。
- 2 紛争当事者は、また、文民保護の国際的な特殊標章が表示される文民のための避難所並びに文民保護の要員、建物及び物品の識別を可能にする方法及び手続を採用し及び実施するよう努める。
- 3 文民保護の文民たる要員については、占領地域及び戦闘が現に行われており又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書によって識別されることができるようすべきである。
- 4 文民保護の国際的な特殊標章は、文民保護組織並びにその要員、建物及び物品の保護並びに文民のための避難所のために使用するとき、オレンジ色地に青色の正三角形とする。
- 5 紛争当事者は、特殊標章に加えて文民保護に係る識別のための特殊信号を使用することについて合意することができる。
- 6 1から4までの規定の適用は、この議定書の附属書 第五章の規定によって規律される。
- 7 4に規定する標章は、平時において、権限のある国内当局の同意を得て、文民保護に係る識別のために使用することができる。
- 8 締約国及び紛争当事者は、文民保護の国際的な特殊標章の表示について監督し並びにその濫用を防止し及び抑止するために必要な措置をとる。
- 9 文民保護の医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段の識別は、第十八条の規定によっても規律される。

第六十七条 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊

- 1 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊は、次のことを条件として、尊重され、かつ、保護される。
 - (a) 要員及び部隊が第六十一条に規定する任務のいずれかの遂行に常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること。
 - (b) (a) に規定する任務の遂行に充てられる要員が紛争の間他のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと。
 - (c) 文民保護の国際的な特殊標章であって適当な大きさのものを明確に表示することにより、要員が他の軍隊の構成員から明瞭（りょう）に区別されることができると及び要員にこの議定書の附属書 第五章に規定する身分証明書が与えられていること。
 - (d) 要員及び部隊が秩序の維持又は自衛のために軽量の個人用の武器のみを装備していること。第六十五条 3の規定は、この場合についても準用する。
 - (e) 要員が敵対行為に直接参加せず、かつ、その文民保護の任務から逸脱して敵対する紛争当事者に有害な行為を行わず又は行うために使用されないこと。
 - (f) 要員及び部隊が文民保護の任務を自国の領域においてのみ遂行すること。(a)及び(b)に定める条件

に従う義務を負う軍隊の構成員が(e)に定める条件を遵守しないことは、禁止する。

- 2 文民保護組織において任務を遂行する軍の要員は、敵対する紛争当事者の権力内に陥ったときは、捕虜とする。そのような軍の要員は、占領地域においては、必要な限り、その文民たる住民の利益のためにのみ文民保護の任務に従事させることができる。ただし、この作業が危険である場合には、そのような軍の要員がその任務を自ら希望するときに限る。
- 3 文民保護組織に配属される部隊の建物並びに主要な設備及び輸送手段は、文民保護の国際的な特殊標章によって明確に表示する。この特殊標章は、適当な大きさのものとする。
- 4 文民保護組織に常時配属され、かつ、専ら文民保護の任務の遂行に従事する部隊の物品及び建物は、敵対する紛争当事者の権力内に陥ったときは、戦争の法規の適用を受ける。そのような物品及び建物については、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務の遂行にとって必要とされる間、文民保護上の使用目的を変更することができない。ただし、文民たる住民の必要に適切に対応するためにあらかじめ措置がとられている場合は、この限りでない。

第二部 文民たる住民のための救済

第六十八条 適用範囲

この部の規定は、この議定書に定める文民たる住民について適用するものとし、また、第四条約第二十三条、第五十五条及び第五十九条から第六十二条までの規定その他の関連規定を補完する。

第六十九条 占領地域における基本的な必要

第七十条 救済活動

第七十一条 救済活動に参加する要員

第三部 紛争当事者の権力内にある者の待遇

第一章 適用範囲並びに人及び物の保護

第七十二条 適用範囲

第七十三条 難民及び無国籍者

第七十四条 離散した家族の再会

第七十五条 基本的な保障

第二章 女子及び児童のための措置

第七十六条 女子の保護

第七十七条 児童の保護

第七十八条 児童の避難

第三章 報道関係者

第七十九条 報道関係者のための保護措置

第五編 諸条約及びこの議定書の実施

第一部 総則

第八十条 実施のための措置

- 1 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に基づく義務を履行するため、遅滞なくすべての必要な措置をとる。
- 2 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書の遵守を確保するために命令及び指示を与え、並びにその実施について監督する。

第八十一条 赤十字その他の人道的団体の活動

第八十二条 軍隊における法律顧問

第八十三条 周知

- 1 締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において、できる限り広い範囲において諸条約及びこの議定書の周知を図ること、特に、諸条約及びこの議定書を自国の軍隊及び文民たる住民に周知させるため、軍隊の教育の課目に諸条約及びこの議定書についての学習を取り入れ並びに文民たる住民によるその学習を奨励することを約束する。
- 2 武力紛争の際に諸条約及びこの議定書の適用について責任を有する軍当局又は軍当局以外の当局は、諸

条約及びこの議定書の内容を熟知していなければならない。

	第八十四条 細目手続
第二部 諸条約及びこの議定書に対する違反行為の防止	
第八十五条 この議定書に対する違反行為の防止	
	第八十六条 不作為
	第八十七条 指揮官の義務
第八十八条 刑事問題に関する相互援助	
	第八十九条 協力
第九十条 国際事実調査委員会	
	第九十一条 責任
附属書 識別に関する規則	
第一条 総則	
第一章 身分証明書	
第二条 軍の医療要員以外の常時の医療要員及び軍の宗教要員以外の常時の宗教要員の身分証明書	第六編 最終規定
第三条 軍の医療要員以外の臨時の医療要員及び軍の宗教要員以外の臨時の宗教要員の身分証明書	第九十二条 署名
	第九十三条 批准
第二章 特殊標章	第九十四条 加入
第四条 形状	第九十五条 効力発生
第五条 使用	第九十六条 この議定書の効力発生後の条約関係
第六条 使用	第九十七条 改正
第七条 発光信号	第九十八条 附属書 の改正
第八条 無線信号	第九十九条 廃棄
第九条 電子的な識別	第一百条 通報
第四章 通信	第一百一条 登録
第十条 無線通信	第一百二条 正文
第十一条 国際的な符号の使用	
第十二条 他の通信手段	
第十三条 飛行計画	
第十四条 医療用航空機の要撃のための信号及び手続	
第五章 文民保護	
第十五条 身分証明書	
第十六条 国際的な特殊標章	
第六章 危険な力を内蔵する工作物及び施設	
第十七条 国際的な特別の標章	

附属書 職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書

陸戦の法規慣例に関する条約(ハーグ陸戦条約)より

(ひらがな訳は筆者)

陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約【和訳原文】 1907年10月18日 オランダ ハーグ

第二款 戦闘

第二款 戦闘

第一章 害敵手段、攻囲及砲撃

第22条 交戦者は、害敵手段の選択に付き、無制限の権利を有するものに非(あら)ず。

第二二條 交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス。

第23条 特別の条約をもって定めたる禁止のほか、特に禁止するもの左のごとし。

- (イ) 毒または毒を施したる兵器を使用すること。
- (ロ) 敵国または敵軍に属する者を背信の行為をもって殺傷すること。
- (ハ) 兵器を捨て又は自衛の手段尽きて降を乞べる敵を殺傷すること。
- (ニ) 助命せざることを宣言すること。
- (ホ) 不必要の苦痛を与ふべき兵器、投射物その他の物質を使用すること。
- (ヘ) 軍使旗、国旗その他の軍用の標章、敵の制服または、「ジェネヴァ」条約の特殊徽章を擅(ほしいまま)に使用すること。
- (ト) 戦争の必要上万已を得ざる場合を除くのほか敵の財産を破壊しまたは押収すること。
- (チ) 相手(相手)当事国国民の権利および訴権の消滅、停止または裁判上不受理を宣言すること。

交戦者は、また相手当事国の国民を強制してその本国に対する作戦動作に加らしむことを得ず。
戦争開始前その役務に服したるといへどもまた同じ。

第二三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ。

- (イ) 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト
- (ロ) 敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト
- (ハ) 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト
- (ニ) 助命セサルコトヲ宣言スルコト
- (ホ) 不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト
- (ヘ) 軍使旗、國旗其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ、「ジェネヴァ」條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト
- (ト) 戦争ノ必要上万已ヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト
- (チ) 對手當事國國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

交戦者ハ、又對手當事國ノ國民ヲ強制シテ其ノ本國ニ對スル作戦動作ニ加ラシムコトヲ得ス。戦争開始前其ノ役務ニ服シタルト雖亦同シ。

(非防守都市)

第25条 防守せざる都市、村落、住宅または建物は、いかなる手段によるも、これを攻撃または砲撃することを得ず。

第二五條 防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニ依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス。

第二六條 攻撃軍隊ノ指揮官ハ、強襲ノ場合ヲ除クノ外、砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官憲ニ通告スル爲、
施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス。

第 27 条 攻囲および砲撃をなすに当りては、宗教、技芸、学術および慈善の用に供せらるる建物、歴史上の記念建造物、病院ならびに病者および傷者の収容所は、同時に軍事上の目的に使用せられざる限り、これをしてなるべく損害を免（まぬが）れしむる為、必要なる一切の手段を執るべきものとす。

被囲者は、看易（みやす）き特別の徽章をもって、右建物または収容所を表示するの義務を負う。右徽章は予（あらかじ）めこれを攻囲者に通告すべし。

第二七條 攻囲及砲撃ヲ爲スニ當リテハ、宗教、技芸、学術及慈善ノ用ニ供セララルル建物、歴史上ノ記念建造物、病院並病者及傷者ノ収容所ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限、之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲、必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス。

被囲者ハ、看易キ特別ノ徽章ヲ以テ、右建物又ハ収容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ。右徽章ハ予メ之ヲ攻囲者ニ通告スヘシ。

第 28 条 都市その他の地域は、突撃をもって攻取したる場合といえども、これを略奪に委（まか）することを得ず。

第二八條 都市其ノ他ノ地域ハ、突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖、之ヲ略奪ニ委スルコトヲ得ス。

第三款 敵国の領土における軍の権力

第三款 敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ権力

第 42 条 一地方にして事実上敵軍の権力内に歸したる時は、占領せられたるものとす。占領は右権力を樹立したるかつこれを行行使し得る地域をもって限とす。

第四二條 一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ歸シタルトキハ、占領セラレタルモノトス。占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行行使シ得ル地域ヲ以テ限トス。

第 43 条 国の権力が事実上占領者の手に移りたる上は、占領者は、絶対的の支障なき限り、占領地の現行法律を尊重して、なるべく公共の秩序および生活を回復確保する為施（ほどこ）し得べき一切の手段を尽すべし。

第四三條 國ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ。

第 44 条 交戦者は、占領地の人民を強制して他方の交戦者の軍またはその防御手段に付き情報を供与せしむることを得ず。

第四四條 交戦者ハ、占領地ノ人民ヲ強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ防禦手段ニ付情報ヲ供与セシムルコトヲ得ス。

第 45 条 占領地の人民は、これを強制してその敵国に対し忠誠の誓をなさしむることを得ず。

第四五條 占領地ノ人民ハ、之ヲ強制シテ其ノ敵國ニ對シ忠誠ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス。

第 46 条 家の名誉および権利、個人の生命、私有財産ならびに宗教の信仰およびその遵行は、これを尊重す

べし。

私有財産は、これを没収することを得ず。

第四六條 家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。

私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス。

第 47 条 掠奪は、これを厳禁す。

第四七條 掠奪ハ、之ヲ嚴禁ス。

第 48 条 占領者が占領地において国のために定められたる租税、賦課金および通過税を徴収するときは、なるべく現行の賦課規則によりこれを徴収すべし。

この場合においては、占領者は、国の政府が支弁したる（支払う）程度において占領地の行政費を支弁するの義務あるものとす。

第四八條 占領者カ占領地ニ於テ國ノ爲ニ定メラレタル租税、賦課金及通過税ヲ徴収スルトキハ、成ルヘク現行ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。

此ノ場合ニ於テハ、占領者ハ、國ノ政府カ支弁シタル程度ニ於テ占領地ノ行政費ヲ支弁スルノ義務アルモノトス。

第 49 条 占領者が占領地において前条に掲げたる税金以外の取立金を命ずるは、軍または占領地行政上の需要に應ずる為にする場合に限るものとす。

第四九條 占領者カ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命スルハ、軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ應スル爲ニスル場合ニ限ルモノトス。

第 50 条 人民に対しては、連帯の責ありと認むべからざる個人の行為のため、金銭上その他の連座罰を科することを得ず。

第五〇條 人民ニ對シテハ、連帯ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行爲ノ爲、金銭上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス。

第 51 条 取立金は、すべて総指揮官の命令書により、かつその責任をもってするに非（あら）ざれば、これを徴収することを得ず。

取立金は、なるべく現行の租税賦課規則によりこれを徴収すべし。一切の取立金に対しては、納付者に領収証を交付すべし。

第五一條 取立金ハ、總テ總指揮官ノ命令書ニ依リ、且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレハ、之ヲ徴収スルコトヲ得ス。

取立金ハ、成ルヘク現行ノ租税賦課規則ニ依リ之ヲ徴収スヘシ。一切ノ取立金ニ對シテハ、納付者ニ領収證ヲ交付スヘシ。

第 52 条 現品徴発および課役は、占領軍の需要のためにするに非（あら）ざれば、市区町村または住民に対してこれを要求することを得ず。徴発および課役は、地方の資力に相応し、かつ人民をして本国に対する作戦動作に加わるの義務を負わしめざる性質のものたることを要す。

右徴発および課役は、占領地方における指揮官の許可を得るに非ざれば、これを要求することを得ず。現品の供給に対しては、なるべく即金にて支払い、しからざれば領収証をもってこれを証明すべく、かつ

なるべく速やかにこれに対する金額の支払いを履行すべきものとす。

第五二條 現品徴発及課役ハ、占領軍ノ需要ノ爲ニスルニ非サレハ、市区町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。徴発及課役ハ、地方ノ資力ニ相應シ、且人民ヲシテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス。

右徴発及課役ハ、占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ、之ヲ要求スルコトヲ得ス。

現品ノ供給ニ對シテハ、成ルヘク即金ニテ支払ヒ、然ラサレハ領収證ヲ以テ之ヲ證明スヘク、且成ルヘク速ニ之ニ對スル金額ノ支払ヲ履行スヘキモノトス。

第 53 条 一地方を占領したる軍は、国の所有に属する現金、基金および有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品および糧秣その他総じて作戰動作に供することを得べき国有動産のほか、これを押収することを得ず。海上法により支配せらるる場合を除くのほか、陸上、海上および空中において報道の伝達または人もしくは物の輸送の用に供せらるる一切の機関、貯蔵兵器その他の各種の軍需品は、私人に属するものといえども、これを押収することを得。ただし、平和克服に至り、これを還付し、かつこれが賠償を決定すべきものとす。

第五三條 一地方ヲ占領シタル軍ハ、國ノ所有ニ屬スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動産ノ外、之ヲ押収スルコトヲ得ス。

海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除クノ外、陸上、海上及空中ニ於テ報道ノ伝達又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機関、貯蔵兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ、私人ニ屬スルモノト雖、之ヲ押収スルコトヲ得。但シ、平和克服ニ至リ、之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス。

第 54 条 占領地と中立地とを連結する海底電線は、絶対的の必要ある場合に非ざれば、これを押収しまたは破壊することを得ず。右電線は、平和克服に至り、これを還付し、かつこれが賠償を決定すべきものとす。

第五四條 占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合ニ非サレハ、之ヲ押収シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。右電線ハ、平和克服ニ至リ、之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス。

第 55 条 占領国は、敵国に属しかつ占領地にある公共建物、不動産、森林および農場については、その管理者および用益権者たるに過ぎざるものなりと考慮し、右財産の基本を保護し、かつ用益権の法則によりてこれを管理すべし。

第五五條 占領國ハ、敵國ニ屬シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ、其ノ管理者及用益權者タルニ過キサルモノナリト考慮シ、右財産ノ基本ヲ保護シ、且用益權ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ。

第 56 条 市区町村の財産ならびに国に属するものといえども、宗教、慈善、教育、技芸および芸術の用に供せらるる建設物は、私有財産と同様にこれを取り扱うべし。

右のごとき建設物、歴史上の記念建造物、技芸および学術上の製作品を故意に押収、破壊または毀（き）損することは、総じて禁せられかつ訴追せらるべきものとす。

第五六條 市区町村ノ財産並國ニ屬スルモノト雖、宗教、慈善、教育、技芸及学術ノ用ニ供セラルル建設物ハ、私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ。

右ノ如キ建設物、歴史上ノ記念建造物、技芸及学術上ノ製作品ヲ故意ニ押収、破壊又ハ毀損スルコトハ、總テ禁セラレ且訴追セラルヘキモノトス。

戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約 (第 4 条約)

第一編 総則

第一条〔条約の尊重〕 締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保することを約束する。

第二条(条約の適用)、 第三条(国際的性質を有しない効果)、 第四条(被保護者の定義)、 第五条(抵触行為)、 第六条(適用の始期及び終期)、 第七条(特別協定)、 第八条(権利の不放弃)、 第九条(利益保護国)

第十条〔赤十字国際委員会の活動〕 この条約の規定は、赤十字国際委員会その他の公平な人道的団体が文民(第一条約...傷者、病者、衛生要員及び宗教要員。第二条約...傷者、病者、難船者、衛生要員又は宗教要員。第三条約...捕虜。)の保護及び救済のため関係紛争当事国の同意を得て行う人道的活動を妨げるものではない。

第十一条(利益保護国の代理)、 第十二条(調停手続)

第二編 戦争の影響に対する住民の一般的保護

第十三条〔適用範囲〕 第二編の規定は、特に人種、国籍、宗教又は政治的意見による不利な差別をしないで、紛争当事国の住民全体に適用されるものとし、また、戦争によって生ずる苦痛を軽減することを目的とする。

第十四条〔病院地帯〕 締約国は平時において、紛争当事国は敵対行為の開始の時以後、自国の領域及び必要がある場合には占領地区において、傷者、病者、老若、十五歳未満の児童、妊産婦及び七歳未満の幼児の母を戦争の影響から保護するために組織される病院及び安全のための地帯及び地区を設定することができる。

関係当事国は、敵対行為の開始に当り、及び敵対行為の期間中、それらが設定した地帯及び地区を相互に承認するための協定を締結することができる。このため、関係当事国は、必要と認める修正を加えて、この条約に附属する協定案の規定を実施することができる。

利益保護国及び赤十字国際委員会は、これらの地帯及び地区の設定及び承認を容易にするために仲介を行うように勧誘される。

第十五条〔中立地帯〕 紛争当事国は、次の者を差別しないで戦争の危険から避難させるための中立地帯を戦闘が行われている地域内に設定することを、直接に又は中立国若しくは人道的団体を通じて、敵国に提案することができる。

(a) 傷者及び病者(戦闘員であると非戦闘員であるとを問わない。)

(b) 敵対行為に参加せず、且つ、その地帯に居住する間いかなる軍事的性質を有する仕事にも従事していない文民

関係当事国が提案された中立地帯の地理的位置、管理、食糧の補給及び監視について合意したときは、紛争当事国の代表者は、文書による協定を確定し、且つ、これに署名しなければならない。その協定は、その地帯の中立化の開始の時期及び存続期間を定めなければならない。

第十六条〔傷病者の一般的保護〕 傷者、病者、虚弱者及び妊産婦は、特別の保護及び尊重を受けるものとする。

各紛争当事国は、軍事上の事情が許す限り、死者及び傷者を捜索し、難船者その他重大な危険にさらされた者を救援し、並びにそれらの者をりやく奪及び虐待から保護するために執られる措置に便益を与えな

なければならない。

第十七条〔収容〕 紛争当事国は、傷者、病者、虚弱者、老者、児童及び妊産婦を攻囲され、又は包囲された地域から避難させるため、並びにそれらの地域へ向うすべての宗教の聖職者、衛生要員及び衛生材料を通過させるため、現地協定を締結するように努めなければならない。

第十八条〔文民病院〕 傷者、病者、虚弱者及び妊産婦を看護するために設けられる文民病院は、いかなる場合にも、攻撃してはならず、常に紛争当事国の尊重及び保護を受けるものとする。

紛争当事国は、すべての文民病院に対し、それらの病院が文民病院であること及びそれらの病院が使用する建物が第十九条の規定に従って病院の保護を失うこととなるような目的に使用されていないことを示す証明書を発給しなければならない。

文民病院は、国の許可がある場合に限り、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める標章によって表示するものとする。

紛争当事国は、軍事上の事情が許す限り、敵対行為が行われる可能性を除くため、敵の陸軍、空軍又は海軍が文民病院を表示する特殊標章を明白に識別することができるようにするために必要な措置を執らなければならない。

それらの病院は、軍事目標に近接しているためさらされる危険にかんがみ、できる限り軍事目標から離れた位置にあることが望ましい。

第十九条〔保護の消滅〕 文民病院が享有することができる保護は、それらの病院がその人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用された場合を除く外、消滅しないものとする。但し、その保護は、すべての適当な場合に合理的な期限を定めた警告が発せられ、且つ、その警告が無視された後でなければ、消滅させることができない。

傷者若しくは病者たる軍隊の構成員がそれらの文民病院で看護を受けている事実又はそれらの戦闘員から取り上げられたがまだ正当な機関に引き渡されていない小武器及び弾薬の存在は、敵に有害な行為と認めなければならない。

第二十条〔病院職員〕 文民病院の運営及び管理に正規にもっぱら従事する職員（傷者及び病者たる文民、虚弱者並びに妊産婦の搜索、収容、輸送及び看護に従事する者を含む。）は、尊重し、且つ、保護しなければならない。

前記の職員は、占領地域及び作戦地帯においては、身分を証明し、本人の写真を添附し、且つ、責任のある当局の印を浮出しにして押した身分証明書及び任務の遂行中左腕につけなければならない押印した防水性の腕章によって識別することができるようにしなければならない。この腕章は、国が交付するものとし、且つ、この腕章には、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める標章を付さなければならない。

文民病院の運営及び管理に従事するその他の職員は、その任務を遂行する間、本条で定めるところにより、且つ、本条に定める条件の下に、尊重及び保護を受け、並びに腕章をつけることができる。身分証明書には、それらの職員が従事する任務を記載しなければならない。

各病院の事務所は、常に、それらの職の最新の名簿を自国又は占領軍の権限のある当局に自由に使用させるため備えて置かなければならない。

第二十一条〔輸送手段〕 陸上にある護送車両隊若しくは病院列車又は海上にある特別仕立の船舶で傷者及び病者たる文民、虚弱者並びに妊産婦を輸送するものは、第十八条に定める病院と同様に尊重し、且つ、保護しなければならない。また、国の同意を得て、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める特殊標章を掲げて表示しなければならない。

第二十二条〔衛生航空機〕 傷者及び病者たる文民、虚弱者並びに妊産婦の輸送又は衛生要員及び衛生材料

の輸送にもっぱら使用される航空機は、すべての紛争当事国の間で特別に合意された高度、時刻及び路線に従って飛行している間、攻撃してはならず、尊重しなければならない。

それらの航空機は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三十八条に定める特殊標章で表示しなければならない。

反対の合意がない限り、敵の領域又は敵の占領地域の上空の飛行は、禁止する。それらの航空機は、すべての着陸要求に従わなければならない。この要求によって着陸した場合には、航空機及びその乗員は、検査があるときはそれを受けた後、飛行を継続することができる。

第二十三条【送付品】 各締約国は、他の締約国（敵国である場合を含む。）の文民のみにあてられた医療品及び病院用品並びに宗教上の行事に必要な物品からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。各締約国は、また、十五歳未満の児童及び妊産婦にあてられた不可欠の食糧品、被服及び栄養剤からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。

締約国は、次のことをおそれる重大な理由がないと認めた場合に限り、前項に掲げる送付品の自由通過を許可する義務を負う。

- (a) 当該送付品についてその名あて地が変えられるかもしれないこと。
- (b) 管理が有効に実施されないこと。
- (c) 敵国が、当該送付品がなければ自ら供給し、若しくは生産しなければならない物品の代りにその送付品を充当することにより、又は当該送付品がなければそれらの物品の生産に必要な原料、役務若しくは設備を使用しないですむことによって、その軍事力又は経済に明白な利益を受けること。

本条第一項に掲げる送付品の通過を許可する国は、その送付品の利益を受ける者に対する分配が現地における利益保護国の監督の下に行われることをその許可の条件とすることができる。

前記の送付品は、できる限りすみやかに輸送しなければならない。また、送付品の自由通過を許可する国は、その通過を許可するための技術的条件を定める権利を有する。

第二十四条【児童福祉】 紛争当事国は、戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した十五歳未満の児童が遺棄されないこと並びにその生活、信仰の実践及び教育がすべての場合に容易にされることを確保するために必要な措置を執らなければならない。それらの者の教育は、できる限り、文化的伝統の類似する者に任せなければならない。

紛争当事国は、第一項に掲げる諸原則が遵守されるという適当な保障がある場合には、利益保護国があればその同意を得て、紛争が継続している間、前記の児童が中立国に収容されることを容易にしなければならない。

紛争当事国は、また、十二歳未満のすべての児童の身元が名札その他の方法によって識別されるように措置を執ることに努めなければならない。

第二十五条【家族の消息】 紛争当事国の領域又はその占領地域にあるすべての者に対しては、それらの者の家族が所在する場所のいかんを問わず、厳密に私的性質を有する消息をその家族との間で相互に伝えることができるようにしなければならない。それらの通信は、すみやかに、且つ、不当に遅延させることなく送付しなければならない。

何らかの事情により家族との間で通常の郵便により通信を交換することが困難又は不可能となった場合には、関係紛争当事国は、第四百十条に定める中央被保護者情報局のような中立の仲介機関に依頼して、その仲介機関と協議の上、特に各国赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）の協力を得て、最も良い条件でその義務の遂行を確保する方法を決定しなければならない。

紛争当事国は、家族との間の通信を制限する必要があると認めた場合においても、自由に選択された二十五の単語からなる標準書式を使用させること及びその書式による通信の数を毎月一通に制限すること

上の制限を課してはならない。

第二十六条【離散家族】 各紛争当事国は、戦争のため離散した家族が相互に連絡を回復し、できれば再会しようとする目的で行う搜索を容易にしなければならない。各紛争当事国は、特に、この事業に従事する団体が自国にとって許容し得るものであり、且つ、その団体が自国の安全措置に従うものである限り、その団体の活動を助成しなければならない。

第三編 被保護者の地位及び取扱

第一部 紛争当事国の領域及び占領地域に共通する規定

第二十七条【被保護者の待遇】 被保護者は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならない。特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

女子は、その名誉に対する侵害、特に、強かん、強制売いんその他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない。

被保護者を権力内に有する紛争当事国は、健康状態、年令及び性別に関する規定を害することなく、特に人種、宗教又は政治的意見に基く不利な差別をしないで、すべての被保護者に同一の考慮を払ってこれを待遇しなければならない。

もっとも、紛争当事国は、被保護者に関して、戦争の結果必要とされる統制及び安全の措置を執ることができる。

第二十八条【危険地帯】 被保護者の所在は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために利用してはならない。

第二十九条【責任】 被保護者を権力内に有する紛争当事国は、その機関がそれらの被保護者に与える待遇については、個人に責任があるかどうかを問わず、自らその責任を負う。

第三十条【利益保護国への申立】 被保護者は、利益保護国、赤十字国際委員会、その在留する国の赤十字社（赤新月社又は赤のライオン及び太陽社）並びに被保護者に援助を与える団体に申し立てるためのあらゆる便益を有する。

前記の諸団体は、軍事上又は安全上の考慮によって定められる制限の範囲内で、この目的のためのすべての便益を当局から受けるものとする。

抑留国又は占領国は、利益保護国及び赤十字国際委員会の代表による第百四十三条に定める訪問の外、被保護者に対して精神的援助又は物質的救済を与えることを目的とするその他の団体の代表者による被保護者の訪問をできる限り容易にしなければならない。

第三十一条【強制的禁止】 特に被保護者又は第三者から情報を得るために、被保護者に肉体的又は精神的強制を加えてはならない。

第三十二条【肉体罰禁止】 締約国は、特に、その権力内にある被保護者に肉体的苦痛を与え、又はそれらの者をみな殺しにするような性質の措置を執ることを禁止することに同意する。この禁止は、被保護者の殺害、拷問、肉体に加える罰、身体の切断及びそれらの者の医療上必要でない医学的又は科学的実験に適用されるばかりでなく、文民機関によって行われると軍事機関によって行われるとを問わず、その他の残虐な措置にも適用される。

第三十三条【集団罰禁止】 被保護者は、自己が行わない違反行為のために罰せられることはない。集団に科する罰及びすべての脅迫又は恐かつによる措置は、禁止する。

りやく奪は、禁止する。

被保護者及びその財産に対する報復は、禁止する。

第三十四条〔人質〕 人質は、禁止する。

第二部 紛争当事国の領域にある外国人

第三十五条〔領域退去〕、 第三十六条〔送還方法〕、 第三十七条〔拘禁中の者〕、 第三十八条〔送還されない者〕、 第三十九条〔生活手段〕、 第四十条〔労働〕、 第四十一条〔住所指定、抑留〕、 第四十二条〔抑留の理由〕、 第四十三条〔再審査手続〕、 第四十四条〔亡命者〕、 第四十五条〔移送〕、 第四十六条〔制限的措置〕

第三部 占領地域

第四十七条〔権利の不可侵〕 占領地域にある被保護者は、いかなる場合にも及びいかなる形においても、占領の結果その地域の制度若しくは政治にもたらされる変更、占領地域の当局と占領国との間に締結される協定又は占領国による占領地域の全部若しくは一部の併合によってこの条約の利益を奪われることはない。

第四十八条〔送還〕 領域を占領された国の国籍を有しない被保護者は、第三十五条の規定に従うことを条件として、その領域を去る権利を行使することができる。これに関する決定は、同条に基いて占領国が定める手続に従って行わなければならない。

第四十九条〔追放〕 被保護者を占領地域から占領国の領域に又は占領されていると占領されていないとを問わず他の国の領域に、個人的若しくは集団的に強制移送し、又は追放することは、その理由のいかんを問わず、禁止する。

もっとも、占領国は、住民の安全又は軍事上の理由のため必要とされるときは、一定の区域の全部又は一部の立ちのきを実施することができる。この立ちのきは、物的理由のためやむを得ない場合を除く外、被保護者を占領地域の境界外に移送するものであってはならない。こうして立ちのかされた者は、当該地区における敵対行為が終了した後すみやかに、各自の家庭に送還されるものとする。

前記の移送又は立ちのきを実施する占領国は、できる限り、被保護者を受け入れる適当な施設を設けること、その移転が衛生、保健、安全及び給食について満足すべき条件で行われること並びに同一家族の構成員が離散しないことを確保しなければならない。

移送及び立ちのきを実施するときは、直ちに、利益保護国に対し、その移送及び立ちのきについて通知しなければならない。

占領国は、住民の安全又は緊急の軍事上の理由のため必要とされる場合を除く外、戦争の危険に特にさらされている地区に被保護者を抑留してはならない。

占領国は、その占領している地域へ自国の文民の一部を追放し、又は移送してはならない。

第五十条〔児童〕 占領国は、国又は現地の当局の協力の下に、児童の監護及び教育に充てられるすべての施設の適当な運営を容易にしなければならない。

占領国は、児童の身元の識別及び親子関係の登録を容易にするため必要なすべての措置を執らなければならない。占領国は、いかなる場合にも、児童の身分上の地位を変更し、又は自国に従属する団体若しくは組織にこれを編入してはならない。

現地の施設が適当でない場合には、占領国は、戦争の結果孤児となり、又はその両親と離別し、且つ、近親者又は友人によって適当な監護を受けることができない児童の扶養及び教育が、できる限り、その児童と賤一の国籍、言語及び宗教の者によって行われるように措置を執らなければならない。

第三百三十六条に従って設置される被保護者情報局の特別の課は、身元不明の児童を識別するため必要なすべての措置を執る責任を負う。その児童の親又は近親者に関し入手することができる明細は、常に記録しなければならない。

占領国は、食糧、医療上の手当及び戦争の影響に対する保護に関して、十五歳未満の児童、妊産婦及び

七歳未満の幼児の母のために占領前に採用されていた有利な措置の適用を妨げてはならない。

第五十一条【志願、労働】 占領国は、被保護者に対し、自国の軍隊又は補助部隊において勤務することを強制してはならない。自発的志願を行わせることを目的とする圧迫又は宣伝は、禁止する。

占領国は、被保護者が十八歳をこえている場合であって、その者を占領軍の需要、公益事業又は被占領国の住民の給食、住居、被服、輸送若しくは健康のために必要な労働に従事させるときを除く外、被保護者に対し、労働を強制してはならない。被保護者は、軍事行動に参加する義務を負わされるような労働に従事することを強制されない。占領国は、被保護者に対し、それらの者が強制労働に服している施設の安全を強制手段を用いて確保するよう強制してはならない。

労働は、役務を徴発された者が所在する占領地域においてのみ行わせるものとする。それらの者は、できる限り従前の労働の場所に引き続き置かなければならない。労働者に対しては、公正な賃金を支払わなければならない。労働は、労働者の肉体的及び知的能力に相応するものでなければならない。被占領国において実施されている法令で労働条件及び保護に関するもの、特に、賃金、労働時間、設備、予備的作業訓練並びに業務上の災害及び疾病に対する補償に関するものは、本条に掲げる労働に従事する被保護者に適用される。

労務の徴発は、いかなる場合にも軍事的又は準軍事的性質を有する組織の中に労働者を動員することとなってはならない。

第五十二条【労働者保護】 いかなる契約、協定又は規則も、労働者の自発的意志があるとないとを問わず、また、その者の在留する場所のいかんを問わず、利益保護国の介入を要請するため同国の代表者に申し立てる労働者の権利を害するものであってはならない。

占領国のために労働者を働かせる目的で占領地域において失業を生じさせ、又は労働者の就職の機会を制限するためのすべての措置は、禁止する。

第五十三条【破壊禁止】 個人的であると共同的であるとを問わず私人に属し、又は国その他の当局、社会的団体若しくは協同団体に属する不動産又は動産の占領軍による破壊は、その破壊が軍事行動によって絶対的に必要とされる場合を除く外、禁止する。

第五十四条【公務員】 占領国は、占領地域にある公務員又は裁判官が良心に従い自己の職務の遂行を避ける場合にも、それらの公務員若しくは裁判官の身分を変更し、又は何らかの方法でそれらの者に対して制裁を加え、若しくは強制的若しくは差別的措置を執ってはならない。

第五十五条【食糧、医薬品】 占領国は、利用することができるすべての手段をもって、住民の食糧及び医療品の供給を確保する義務を負う。特に、占領国は、占領地域の資源が不十分である場合には、必要な食糧、医薬品その他の物品を輸入しなければならない。

占領国は、占領軍及び占領行政機関の要員の使用に充てる場合であって、文民たる住民の要求を考慮したときを除く外、占領地域にある食糧、物品又は医療品を徴発してはならない。占領国は、他の国際条約の規定に従うことを条件として、徴発された貨物に対して公正な対価が支払われることを確保するため必要な措置を執らなければならない。

利益保護国は、いつでも、占領地域における食糧及び医療品の供給状態を自由に調査することができる。但し、緊急の軍事上の要求により一時的制限が必要とされる場合は、この限りでない。

第五十六条【健康、衛生】 占領国は、利用することができるすべての手段をもって、占領地域における医療上及び病院の施設及び役務並びに公衆の健康及び衛生を、国及び現地の当局の協力の下に、確保し、且つ、維持する義務を負う。占領国は、特に、伝染病及び流行病のまん延を防止するため必要な予防措置を採用し、且つ、実施しなければならない。すべての種類の衛生要員は、その任務の遂行を許されるものとする。

占領地域において新しい病院が設立され、且つ、被占領国の権限のある機関がその地域で活動していない場合には、占領当局は、必要があるときは、それらの病院に対して第十八条に定める承認を与えなければならない。また、この場合には、占領当局は、第二十条及び第二十一条の規定に基いて、病院の職員及び輸送車両に対しても承認を与えなければならない。

占領国は、健康及び衛生の措置の採用並びにその実施に当っては、占領地域の住民の道徳的及び倫理的な感情を考慮しなければならない。

第五十七条〔病院の徴発〕 占領国は、軍の傷者及び病者の看護のため緊急の必要がある場合に限り、且つ、患者の看護及び療養のため並びに文民たる住民の入院に対する要求のため適当な措置が適当な時に執られることを条件として、単に一時的にのみ文民病院を徴発することができる。

文民病院の材料及び貯蔵品は、それらが文民たる住民の要求によって必要である限り、徴発することができない。

第五十八条〔宗教上の援助〕 占領国は、聖職者に対し、その者と同一の宗派に属する者に宗教上の援助を与えることを許さなければならない。

占領国は、また、宗教上の要求から必要とされる書籍及び物品からなる送付品を受領し、且つ、占領地域におけるそれらの送付品の分配を容易にしなければならない。

第五十九条〔集団的救済〕 占領地域の住民の全部又は一部に対する物資の供給が不十分である場合には、占領国は、その住民のための救済計画に同意し、且つ、その使用することができるすべての手段によりその計画の実施を容易にしなければならない。

国又は赤十字国際委員会のような公平な人道的団体によって実施される前記の計画は、特に、食糧、医療品及び被服の送付を内容とするものでなければならない。

すべての締約国は、それらの送付品の自由通過を許可し、且つ、それらの保護を保障しなければならない。

もっとも、敵国によって占領されている地域にあてられた送付品に自由通過を許可する国は、送付品を検査し、指定する時刻及び径路による通過を規律し、並びにそれらの送付品が窮乏した住民の救済のために使用されるものであって占領国の利益のために使用されるものでないことを利益保護国を通じて充分に確かめる権利を有する。

第六十条〔占領国の責任〕 救済品は、第五十五条、第五十六条及び第五十九条に基く占領国の責任を免除するものではない。占領国は、いかなる形においても、救済品の指定された用途を変更してはならない。但し、緊急の必要がある場合であって、占領地域の住民の利益のためであり、且つ、利益保護国の同意を得たときは、この限りでない。

第六十一条〔分配〕 前各条に掲げる救済品の分配は、利益保護国の協力及び監督の下に行わなければならない。この任務は、また、占領国と利益保護国との間の協定によって、中立国、赤十字国際委員会又はその他の公平な人道的団体に委任することができる。

前記の救済品は、占領地域の経済のため必要である場合を除く外、その地域においてすべての課徴金、租税又は関税を免除される。占領国は、それらの救済品のすみやかな分配を容易にしなければならない。

すべての締約国は、占領地域にあてられたそれらの救済品の無償の通過又は輸送を許可するように努めなければならない。

第六十二条〔個人あて救済品〕 占領地域にある被保護者は、緊急の安全上の考慮に従うことを条件として、個人あての救済品を受領することを許されるものとする。

第六十三条(赤十字社)、第六十四条(刑罰規定)、第六十五条(刑罰法令の公布)、第六十六条(裁判所)、第六十七条(適用法令)、第六十八条(刑罰)、第六十九条(勾留期間の通算)、第七

十条〔占領前の犯罪行為〕、第七十一条〔裁判手続〕、第七十二条〔防御の権利〕、第七十三条〔不服申立〕、第七十四条〔利益保護国の援助〕、第七十五条〔死刑〕、第七十六条〔被拘禁者の待遇〕、第七十七条〔被拘禁者の引渡〕、第七十八条〔安全措置〕

第四部 被抑留者の待遇に関する規則

第一章 総則

第七十九条〔抑留する場合〕、第八十条〔私法上の行為能力〕、第八十一条〔給養〕、第八十二条〔被抑留者の配置〕

第二章 抑留の場所

第八十三条〔抑留場所〕、第八十四条〔分離抑留〕、第八十五条〔収容〕、第八十六条〔宗教の儀式〕、第八十七条〔酒保〕、第八十八条〔空襲の避難所〕

第三章 食糧及び被服

第八十九条〔食糧〕、第九十条〔被服〕

第四章 衛生及び医療

第九十一条〔医療〕、第九十二条〔身体検査〕

第五章 宗教的、知的及び肉体的活動

第九十三条〔宗教上の義務〕、第九十四条〔娯楽、研究、運動競技〕、第九十五条〔労働条件〕、第九十六条〔労働分遣所〕

第六章 個人財産及び金銭収入

第九十七条〔個人用品〕、第九十八条〔金銭収入〕

第七章 管理及び紀律

第九十九条〔収容所管理〕、第一百条〔一般的規律〕、第一百一条〔苦情及び要請〕、第一百二条〔被抑留者委員会〕、第一百三条〔委員会の任務〕、第一百四条〔委員会の特権〕

第八章 外部との関係

第一百五条〔譜置の通知〕、第一百六条〔抑留葉書〕、第一百七条〔通信〕、第一百八条〔救済品の発送〕、第一百九条〔集団あて救済品〕、第一百十条〔料金免除〕、第一百一条〔特別の輸送手段〕、第一百二条〔検閲〕、第一百三条〔法律文書〕、第一百四条〔財産管理〕、第一百五条〔訴訟〕、第一百六条〔訪問〕

第九章 刑罰及び懲戒罰

第一百七条〔刑罰の適用法令〕、第一百八条〔刑罰〕、第一百九条〔懲戒罰〕、第一百二十条〔逃走〕、第二十一条〔関連の違反行為〕、第二十二條〔調査・拘禁〕、第二十三條〔権限ある当局〕、第二十四條〔懲戒罰の施設〕、第二十五條〔重要な保障〕、第二十六條〔司法手続〕

第十章 被抑留者の移動

第二十七条〔条件〕、第二十八條〔方法〕

第十一章 死亡

第二十九条〔遺言書、死亡証明書〕、第三十条〔埋葬、墳墓〕、第三十一条〔特別事態の死亡〕

第十二章 解放、送還及び中立国における入院

第三十二条〔紛争期間中の解放〕、第三十三条〔敵対行為終了後の解放〕、第三十四条〔居住地に復帰〕、第三十五条〔費用〕

第五部 被保護者情報局及び中央被保護者情報局

第三十六条〔国の情報局〕、第三十七条〔情報の通知〕、第三十八条〔必要な明細〕、第百

三十九条(個人的有価物)、 第四十条(中央被保護者情報局)、 第四十一条(料金の免除)

第四編 条約の実施

第一部 総則

第四十二条(救済団体)、 第四十三条(監視)

第四十四条〔条約の普及〕

締約国は、この条約の原則を自国のすべての住民に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること、特に、軍事教育及びできれば非軍事教育の課程中にこの条約の研究を含ませることを約束する。

戦時において被保護者について責任を負う文民の当局、軍当局、警察当局その他の当局は、この条約の本文を所持し、及び同条約の規定について特別の教育を受けなければならない。

第四十五条(訳文、適用法令)、 第四十六条(罰則)、 第四十七条(重大な違反行為)、 第四十八条(締約国の責任)、 第四十九条(調査手続)

第二部 最終規定

第五十条(用語)、 第五十一条(署名)、 第五十二条(批准)、 第五十三条(効力の発生)、 第五十四条(ヘーグ条約との関係)、 第五十五条(加入)、 第五十六条(加入の通告)、 第五十七条(直接の効果)、 第五十八条(廃棄)、 第五十九条(国際連合への登録)

日本国憲法 (昭和二十一年十一月三日憲法)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。